

■2020 年度 S 日程卒業見込者特別入試法律科目試験

「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨】

現行法における判例準則であった裁判上の催告（継続的催告）を取り上げ、改正法ではこれを踏まえて時効の中断・停止事由の制度が時効の更新・完成猶予事由の制度にどのように再構成されたかを問うている。現行 153 条等の解釈論及び裁判上の催告に関する判例準則を、又は改正法ならば 147 条 1 項・2 項及び 148 条 1 項・2 項（両条いずれも時効の完成猶予と更新）等の条文理解を問うている。

【解説】

現行法では裁判上の請求として例えば訴え提起があってもその却下又は取下げがあれば中断事由にならないところ（現行 149 条）、判例はその結果、時効による権利消滅の不利益を被る原告・権利者を保護すべく裁判手続き中は別の中断事由である催告（継続的催告）があったと解し現行 153 条を適用し、暫定的中断効は訴え提起時から却下時又は取下げ時から 6 か月経過するまで存続するとする。同期間内に他の強力な時効中断事由が生ずれば同事由が終了するまで時効は完成せず（いわば完成が猶予され）、かつ、同事由が消滅すれば新たに時効期間が進行する（現行 157 条 1 項：中断概念の二義性）。

改正法は以上の裁判上の催告に関する判例法理を取り込み時効障害事由として完成猶予事由（147 条 1 項、148 条 1 項等）と更新事由（147 条 2 項、148 条 2 項等）の再構成した。中断事由であった裁判上の請求や差押え等はその手続き申し立てでは完成猶予事由となり（なお、その手続きが更新事由を構成せず終了したときはその終了時から 6 か月を経過するまで完成が猶予される・147 条 1 項柱書きの括弧書き参照）、確定判決等により権利の確定や強制執行手続きの終了を以て更新事由となる（なお確定判決後の消滅時効期間につき 169 条 1 項）。

以 上